

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 外国居住者等に係る金融口座情報の報告制度について、報告対象契約が終了した場合に報告金融機関等が提供する報告事項の細目を定めることとする。(第 33 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)